

河内長野市ネーミングライツパートナー募集要項

市では、河内長野市ネーミングライツ事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、市が保有する公共施設等（以下「市有施設」という。）のネーミングライツパートナーを募集します。

なお、応募にあたっては、本募集要項のほか、実施要領（別紙資料１）及び河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱（平成２１年河内長野市要綱第１０号）（別紙資料２）を併せてご確認ください。

１ 目的

市が民間の法人又は団体等（以下「パートナー」という。）との契約により、市有施設の名称等に、企業名、商品名等を冠した愛称を命名する権利（当該施設に企業名、商品名等を冠した広告物等を設置することを含む。以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、当該パートナーからその対価を得て、市有施設の運営維持及び利用者のサービス向上を図り、市有施設の良い運営に資することを目的とします。

２ 対象施設

別紙一覧表に掲げる施設を対象とします。

※ 希望金額を下回る場合も応募できますが、応募金額は審査項目であるため、評価の対象となります。

※ ネーミングライツを付与する期間（契約期間）は５年以内とし、施設の特性、管理、運営形態等に応じてパートナーと協議の上、その期間を決定します。

３ 愛称の範囲

ネーミングライツ事業による愛称は、市有施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民及び利用者の理解が得られるものとし、実施要領第５条の要件を満たすものとしてください。

なお、市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、市有施設の愛称を使用するものとします。ただし、条例等に規定されている当該市有施設の名称（以下「正式名称」という。）については変更しないものとし、必要に応じて正式名称を併記することがあります。

※ 施設によっては、愛称の条件を別途設ける場合があります。

４ 費用負担

ネーミングライツ事業の導入に伴う市とパートナーの費用負担の区分は、実施要領別表のとおりとします。

５ 応募資格

本市のネーミングライツパートナーとして、ふさわしい資力及び信用を備え、実施要領第３条に規定する業種及び事業者等に該当しない法人又は団体等（個人事業主を含む。）が応募できるものとします。

6 応募方法

(1) 提出書類

河内長野市ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 応募者の事業概要等を記載した書類
- イ 定款、寄附行為の写しその他これらに類する書類
- ウ 登記事項証明書（法人の場合のみ）
- エ 直近1年度分の決算報告書及び事業報告書
- オ 国税及び地方税の完納証明書

(2) 募集期間

先着順とします。

※ 応募があった施設はその時点で募集を停止します。

※ 審査等の結果、応募者との契約が成立した施設は、募集を終了し、契約の締結に至らなかった場合は、先着順により当該施設の募集を再開します。

(3) 提出先

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 成長戦略局営業部公民連携課（3階）

※ 書類の受付時間は、午前9時から午後5時30分までとなります（土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始を除きます）。

※ 郵送の場合は、郵便書留の方法によることとし、上記提出先への書類到着日時を提出日時とします。

(4) 留意事項

ア 応募にあたっての費用については、応募者の負担となります。

イ 追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却しません。

エ 提出書類等は関係機関への意見照会で使用することがあります。また、河内長野市情報公開条例に基づき開示することがあります。

オ 質問は、電子メール又はファクシミリでのみ受け付けます。

7 優先候補者の選定

(1) 審査

本市が設置する優先候補者選定審査会において、提出された書類に基づきネーミングライツ事業の実現性、業務実績、信頼性その他の条件について、(2)に掲げる選定基準で総合的に審査を行い、ネーミングライツパートナーとして採用することの適否を決定します。

(2) 選定基準

区分	No.	審査項目	配点
応募内容	①	愛称案（施設イメージとの合致、親しみやすさ、分かりやすさ）	10
	②	愛称以外の提案内容（施設の運営維持や利用者のサービス向上に向けた取り組み）	10

	③	応募金額（施設で使用する物品の提供がある場合はその費用を含む）	5 0
	④	期間	1 0
	⑤	応募の動機	1 0
応募者の 状況	⑥	業務実績（経営の安定性、法令遵守の取り組み等）	2 0
	⑦	地域要件（市内に本社、支社又は営業所がある法人又は団体等）	1 0
合計			1 2 0

※ 「3 愛称の範囲」及び「5 応募資格」の要件を満たさない応募については、上記選定基準による審査は行わず、失格とします。

※ 審査項目③が25点未満の場合、又は③以外の審査項目の合計得点が35点未満の場合は優先候補者には選定しないものとします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査会での審査後、1か月以内に文書で通知します。

8 契約の締結

市は、優先候補者の決定後、当該優先候補者と契約に係る必要事項について協議を行い、合意が成立したときは、速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設の名称、愛称、命名権料等について、市ホームページ等で公表します。

なお、優先候補者との協議の結果、契約に至らなかった場合は、先着順により当該施設の募集を再開します。

9 契約の解除

市は、実施要領第14条のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとします。

10 その他

契約を締結したネーミングライツパートナーは、次回の契約に際して優先的に交渉することができるものとします。その際、応募時における提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

(問い合わせ)

河内長野市役所 成長戦略局営業部公民連携課

電話：0721-53-1111（代表）、FAX：0721-56-1761

メールアドレス：koumin@city.kawachinagano.lg.jp